

〈お問い合わせは〉

役 場 ☎388-1111
☎387-5816
北 事 務 所 ☎387-6266
福 健 康 セ ン タ ー ☎388-7171
中 央 公 民 館 ☎388-3231
(町体育協会事務局)
歴 史 民 俗 資 料 館 ☎388-0161

松 枝 公 民 館 ☎387-0156
総 合 会 館 ☎387-8432
福 社 会 館 ☎387-1121
町 社 会 福 社 協 議 ☎387-5332

情報



児童手当が拡充されました 福祉健康課

小学校3年生修了前のお子さんを養育されているかたに支給されていた児童手当は、制度が改正され、4月1日から次のようになりました。

対象と思われるかたには、後日通知します。

【問合せ先】福祉健康課児童担当☎388-7171

改正前	
対象年齢	小学校第3学年終了前 (9歳到達の最初の年度末) ※平成8年4月2日以降に生まれた児童
手当月額	第1子、2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月(定時払い)
改正後(4/1から)	
対象年齢	小学校第6学年終了前 (12歳到達の最初の年度末) ※平成6年4月2日以降に生まれた児童
手当月額	第1子、2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月(定時払い) ※なお、制度改正による手当は、申請受付状況により随時払いとなります。

乳幼児健康支援一時預かり事業の案内

福祉健康課

病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難な児童を一時的にお預かりし、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)事業の制度ができました。

【対象児童】

笠松町に在住する生後6カ月から小学校3年生までの児童で病気の回復期にあり、安静の確保が必要であるが、保育所や小学校での集団生活が困難な児童で、かつ、保護者が就労、冠婚葬祭などにより家庭での保育が困難な児童

【体制】児童2人につき看護師1人を配置

【利用方法】

事前に登録し、利用に際しては医師の診断書を付けて利用日の前日までに、申請書を提出し利用

【利用時間】

月曜日から金曜日の、午前8時30分から午後4時30分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は利用できません。

【実施場所】松枝保育所

【利用料】1日1人2,000円(食事、おやつ、オムツなどは、保護者が用意)

【問合せ先】福祉健康課☎388-7171

「拓本にふれてみませんか」参加者募集

歴史民俗資料館

歴史民俗資料館では、拓本をとり、色紙に貼り付けた作品を作る体験コーナーを開催します。

【月 日】5月10日(水)・18日(木)

【時 間】

◎午前9時30分～10時30分・10時30分～11時30分

◎午後1時～2時・2時～3時・3時～4時

【定 員】各時間6人

【材料費】1人150円(当日徴収)

【申込期限】4月28日(金)

【申込先】歴史民俗資料館

☎388-0161

企画展

拓本 ～笠松の句碑・詩碑たち～

【期 間】4月11日(火)～6月4日(日)

【開館時間】午前9時～午後5時

【休館日】月曜日

【入館料】無料



☎388-0161/FAX388-0185

広告を募集しています



地域のための資源回収

グリーンリメイク株式会社

058-274-7730